

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第327号)

平成16年9月21日

横情審答申第327号

平成16年9月21日

横浜市交通事業管理者

魚谷憲治様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年12月20日交用第056-1号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「土地収用法第35条に基づく立入調査について〔藤沢都市計画都市高速鉄道事業1号都市高速鉄道1号線〕（平成8年度交用第200号）」及び「立入通知書及び土地境界確認立会依頼書の送付結果について〔藤沢都市計画都市高速鉄道事業1号都市高速鉄道1号線〕（平成8年度交用第205号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、「土地収用法第35条に基づく立入調査について〔藤沢都市計画都市高速鉄道事業1号都市高速鉄道1号線〕（平成8年度交用第200号）」及び「立入通知書及び土地境界確認立会依頼書の送付結果について〔藤沢都市計画都市高速鉄道事業1号都市高速鉄道1号線〕（平成8年度交用第205号）」を一部開示とした決定において非開示とした情報のうち、立入調査対象地の隣接土地所有者として記録された道路及び水路の所有者である藤沢市及びその所在地並びに境界確認の立会いについての通知文（交用第200号27）に記録されたあて名については開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「土地収用法第35条に基づく立入調査について〔藤沢都市計画都市高速鉄道事業1号都市高速鉄道1号線〕（平成8年度交用第200号）」（以下「文書1」という。）及び「立入通知書及び土地境界確認立会依頼書の送付結果について〔藤沢都市計画都市高速鉄道事業1号都市高速鉄道1号線〕（平成8年度交用第205号）」（以下「文書2」という。以下文書1及び文書2を総称して「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が平成14年10月30日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 本件申立文書のうち「立入調査対象者の氏名、住所及び土地の表示（地番）」については、開示することにより立入調査対象者である特定の個人が識別されるため、本号に該当する。

また、本件申立文書の立入通知書に記録された立ち入ろうとする土地及び工作物の所在並びに隣接土地所有者あての土地境界確認立会依頼書に記録された境界確認

を必要とする土地の所在のうち、非開示とした所在については、対象範囲などから当該調査対象者が識別されるため、本号に該当する。

イ 文書1のうち、「身分証明書交付者（委託業者）の氏名、住所及び生年月日」については、開示することにより委託業者の従業員である特定の個人が識別されるため、本号に該当する。

ウ 文書1のうち、「土地の表示（地目、公簿地積、収用地積、区分地上権設定範囲）、関係人及び物件の表示」等については、一般に入手可能な他の情報と照合することにより、立入調査対象者である特定の個人を識別することができることから、本号に該当する。

エ 文書1のうち、「借家人、立木所有者及び隣接土地所有者の氏名及び住所並びに図面上の事業対象地域部分」については、一般に入手可能な他の情報と照合することにより、立入調査対象者である特定の個人を識別することができること、及び個人の氏名・住所が含まれており、開示することにより特定の個人が識別されることから、本号に該当する。

オ 文書1のうち、「登記簿謄本」については、立入調査対象者に係る部分については、特定の個人が識別されること、それ以外の部分については一般に入手可能な他の情報と照合することにより、立入調査対象者である特定の個人を識別することが可能となることから、本号に該当する。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

文書1のうち、法人代表者印の印影については、公にすると、偽造されるなどして、当該法人の財産権を侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 本件書類中の立入調査対象者及び関係人の住所及び土地の所在・表示については藤沢市湘南台七丁目とその他とで開示範囲が異なり、不合理である。

(3) (2)の類推される情報が不明確である。

(4) 実施機関が条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした前記3(1)のAUエオの情報については、後に横浜市との間で何らかの補償契約を交わしており、契約書等で氏名、住所及び土地の所在が開示されうるので、公開を拒む法

益を有しない。また対象土地の所有者等は、登記簿にて公示されている。やはり公開を拒む法益を有しない。

(5) 身分証明書交付者(委託業者)は、横浜市職員と付加一体の立入調査業務を行っており、横浜市職員と扱いを異にする理由はない。

(6) 法人代表者印の印影について、公にすると、偽造されるおそれがあるとすれば、その一部を非開示とすれば足りるのであって、その全部を非開示とする理由はない。

5 審査会の判断

(1) 土地収用制度について

道路、鉄道等の公共事業のために土地を必要とする場合は、事業の施行者が土地所有者及び賃貸借による権利等を有する者(以下「関係人」という。)と話し合い、合意の上で契約を締結して土地を取得することが原則である。しかし、補償金額について合意ができない場合など、任意の契約では土地を取得できないときは、事業の施行者は、土地収用法(昭和26年法律第219号)に規定する手続により土地所有者及び関係人に適正な補償をした上で、土地を取得することができる。

この土地収用制度により、事業の施行者が土地を取得する場合は、土地収用法の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事の事業認定(都市計画事業の場合は、都市計画事業の認可又は承認)を受け、その後、収用委員会に収用の裁決の申請をすることとなる。

申請を受けた収用委員会では、裁決申請書の写しを関係市町村長に送付し、関係市町村長により公告・縦覧がなされた後、審理を行い、補償金の額などを決定する裁決を行うこととなる。

(2) 藤沢都市計画都市高速鉄道事業1号都市高速鉄道1号線事業について

藤沢都市計画都市高速鉄道事業1号都市高速鉄道1号線事業(以下「都市高速鉄道1号線事業」という。)は、平成5年8月31日に都市計画法上の事業認可を受け、平成9年1月末時点で、立入調査対象地を含む工区の用地取得率が約83%に達していた。

しかし、全線地下化を求める数名の権利者との交渉が難航していたため、これらの権利者に対し、任意交渉と並行しながら土地収用法に基づく手続きが開始され、平成9年3月18日、19日及び26日に同法第35条に基づく立入調査が実施された。

なお、都市高速鉄道1号線事業に係る土地収用手続は、土地収用裁決申請の申立てを行う前に任意契約に至っており、土地収用法第42条第2項の規定に基づく関係市町村長の公告・縦覧は行われていない。

(3) 対象行政文書について

文書 1 は、都市高速鉄道 1 号線事業において土地収用法第 36 条で規定する土地調査及び物件調査を作成するため、同法第 35 条に基づく立入調査を実施するとともに、これに必要な土地所有者、関係人及び立入調査対象地の隣接土地所有者に対し、立入通知書及び土地境界確認立会依頼書を送付する際に、実施機関が作成した決裁文書であって、起案表紙、起案本文、収用対象者等権利者一覧表、土地所有者あて立入通知書（案の 1）、関係人あて立入通知書（案の 2）、立入調査対象地の隣接土地所有者あて境界確認立会依頼書（案の 3）、境界確認立会依頼者一覧表、身分証明書（案の 4）、身分証明書交付一覧表、身分証明書発行願、添付書類（案内図、現況図、土地収用法第 35 条に基づく立入調査実施要領、土地収用裁決工程表、土地収用法取得事務の流れ、土地収用法抜粋、神奈川県公報、土地登記簿謄本等）で構成されている。

文書 2 は、文書 1 に基づき実際に立入通知書及び土地境界確認立会依頼書を送付した配達証明書等を供覧する際に、実施機関が作成した決裁文書であって、起案表紙、起案本文、郵便物配達証明書、境界確認立会通知文の交付状況、立入通知書（控）、郵便切手類販売証明書、書留郵便物受領証（乙）で構成されている。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 2 号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録された立入調査対象者の氏名、住所及び土地の表示（地番）、本件申立文書の立入通知書に記録された「立ち入ろうとする土地及び工作物の所在」及び文書 1 の土地境界確認立会依頼書に記録された「境界確認を必要とする土地の所在」のうち非開示とした所在、文書 1 の身分証明書交付一覧表及び身分証明書発行願に記録された身分証明書交付者（委託業者）の氏名、住所及び生年月日、文書 1 の収用対象者等権利者一覧表に記録された土地の表示（地目、公簿地積、収用地積、区分地上権設定範囲）、関係人及び物件の表示等、本件申立文書に記録された借家人、立木所有者及び隣接土地所有者の氏名及び住所並びに文書 1 に添付された図面のうち事業対象地域部分、文

書 1 に添付された登記簿謄本については、本号に該当するとして非開示としている。

それに対して、申立人は、身分証明書交付者（委託業者）は横浜市職員と付加一体の立入調査業務を行っており、横浜市職員と扱いを異にする理由はないこと、
に記録された立入調査対象者及び関係人の住所及び土地の所在・表示については藤沢市湘南台七丁目とその他とで開示範囲が異なり不合理であること並びに
については、立入調査対象者は後に横浜市との間で何らかの補償契約を交わしており、それらの契約書等で氏名、住所及び土地の所在が開示されうることから、本件についてもこれらの情報を開示すべきことを主張しているので、以下検討する。

ウ 立入調査対象者の氏名、住所及び土地の表示（地番）は、開示することにより立入調査対象者である特定の個人が識別されるため、本号本文に該当する。

立入通知書に記録された「立ち入ろうとする土地及び工作物の所在」及び土地境界確認立会依頼書に記録された「境界確認を必要とする土地の所在」のうち非開示とした所在については、対象範囲などから当該調査対象者が識別されるため、本号本文に該当する。

身分証明書交付者（委託業者）の氏名、住所及び生年月日については、開示することにより委託業者の従業員である特定の個人が識別されるため、本号本文に該当する。

土地の表示（地目、公簿地積、収用地積、区分地上権設定範囲）、関係人及び物件の表示等については、一般に入手可能な他の情報と照合することにより、立入調査対象者である特定の個人を識別することができることから、本号本文に該当する。

借家人、立木所有者及び隣接土地所有者の氏名及び住所並びに図面上の事業対象地域部分については、一般に入手可能な他の情報と照合することにより、立入調査対象者である特定の個人を識別することができること、また、個人の氏名・住所が含まれており、開示することにより特定の個人が識別されることから、本号本文に該当する。

しかし、隣接土地所有者の氏名及び住所のうち、道路及び水路の所有者である藤沢市が立入調査対象地と隣接する箇所として記録された部分については、その名称及び所在地並びに境界確認の立会いについての通知文（交用第200号27）

に記録されたあて名を開示したからといって立入調査対象者である特定の個人を識別するにはいたらないこと及び個人の氏名・住所でないことから、本号本文に該当しない。

登記簿謄本については、立入調査対象地の土地登記簿謄本、建物登記簿謄本及び法人登記簿謄本であることが認められる。これら登記簿謄本を開示すると立入調査対象者である特定の個人が識別されることから、本号本文に該当する。

なお、上記において本号本文に該当するとした情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

エ 身分証明書交付者（委託業者）は横浜市職員と付加一体の立入調査業務を行っており、横浜市職員と扱いを異にする理由はないと申立人は主張しているが、委託業者は横浜市職員とは同一視することはできず、申立人の主張はあたらない。

オ 立入調査対象者及び関係人の住所及び土地の所在・表示において、藤沢市湘南台七丁目とその他とで開示範囲が異なると申立人が主張している点については、その他の部分の町名が開示されると他の開示内容と登記資料及び事業認可図面等を組み合わせることで、立入調査対象者である特定の個人を識別することが可能となることからこの取扱いは特段不合理であるとはいえない。

カ また、立入調査対象者は、後に横浜市との間で何らかの補償契約を交わしており、契約書等で氏名、住所及び土地の所在が開示されうるので、非開示とする必要はないとの申立人の主張は、事業が完了した別の場所の用地取得に係る契約書に記録された契約者の氏名、住所及び土地の所在が開示された事例をあげてのものである。

本件申立文書に記録された土地収用法の立入調査対象地も任意契約に応じ、現在は事業が完了しているが、当該契約書について開示請求が行われたとしても、その契約書の開示・非開示はその開示請求に応じて個別に判断すべきものであること及び契約書と本件申立文書とではそもそも文書の性格が異なることから、本件申立文書に記録された立入調査対象地の土地所有者及び関係人の氏名、住所及び土地の所在に関する情報を開示する根拠とはなりえず、申立人の主張を認めることはできない。

(5) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等

の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 1 に記録された法人代表者印の印影について、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 文書 1 に記録された法人代表者印の印影は、立入調査に伴い業務を委託された土地測量業者及び物件調査業者の法人代表者印の印影であることが認められる。これら法人代表者印の印影を公にすると、偽造されるなど第三者に悪用されて当該法人の財産等の保護に支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当する。

エ なお、申立人は、法人代表者印の印影の一部を非開示とすれば足りるのであって、その全部を非開示とする理由はないとしているが、当審査会としては法人代表者印の印影の一部を非開示とした情報は有用な情報とはいえないとの判断から、申立人の主張を採用することはできず、印影全体を非開示とすべきであるとする。

(6) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定において非開示とした情報のうち、立入調査対象地の隣接土地所有者として記録された道路及び水路の所有者である藤沢市及びその所在地並びに境界確認の立会いについての通知文（交用第200号27）に記録されたあて名については開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号及び第4号に該当し非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年12月20日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年12月25日 (第4回第二部会) 平成14年12月26日 (第4回第一部会)	・諮問の報告
平成15年1月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年6月11日 (第37回第二部会)	・審議
平成16年6月25日 (第39回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成16年7月23日 (第40回第二部会)	・審議
平成16年8月20日 (第42回第二部会)	・審議
平成16年8月27日 (第43回第二部会)	・審議